

お知らせ

記者発表資料

令和7年11月21日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、独占禁止法違反とされた下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

①新明和工業株式会社 兵庫県宝塚市新明和町1-1
②極東開発工業株式会社 大阪府大阪市中央区淡路町2-5-11

2. 指名停止措置期間

令和7年11月21日～令和8年1月20日（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

別紙のとおり

5. 指名停止措置理由

別紙のとおり

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約課長 櫻井 克彦（内線2511）

◎総務部 契約課 課長補佐 廣田 貴久（内線2514）

港湾空港部

082-511-3900（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約管理官 平本 健司（内線130）

◎総務部 経理調達課 課長補佐 辻 孝一朗（内線132）

別紙

4. 事実の概要

新明和工業株式会社及び極東開発工業株式会社は、かねてから、月1回の頻度で開催する2社の部長級の者の会合において、特定特装車製品の販売価格等に関する情報交換を行っていたところ、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、①遅くとも令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意した。

加えて、令和4年4月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、②遅くとも令和5年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品のうち特に販売価格の引上げが必要であった塵芥車（じんかいしゃ）に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることを合意した。

上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものであるとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から公表された。

また、極東開発工業株式会社は、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号（独占禁止法違反（一般工事））及びこれを準用する「国土交通省所管の物品調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号＞

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為)	
5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内